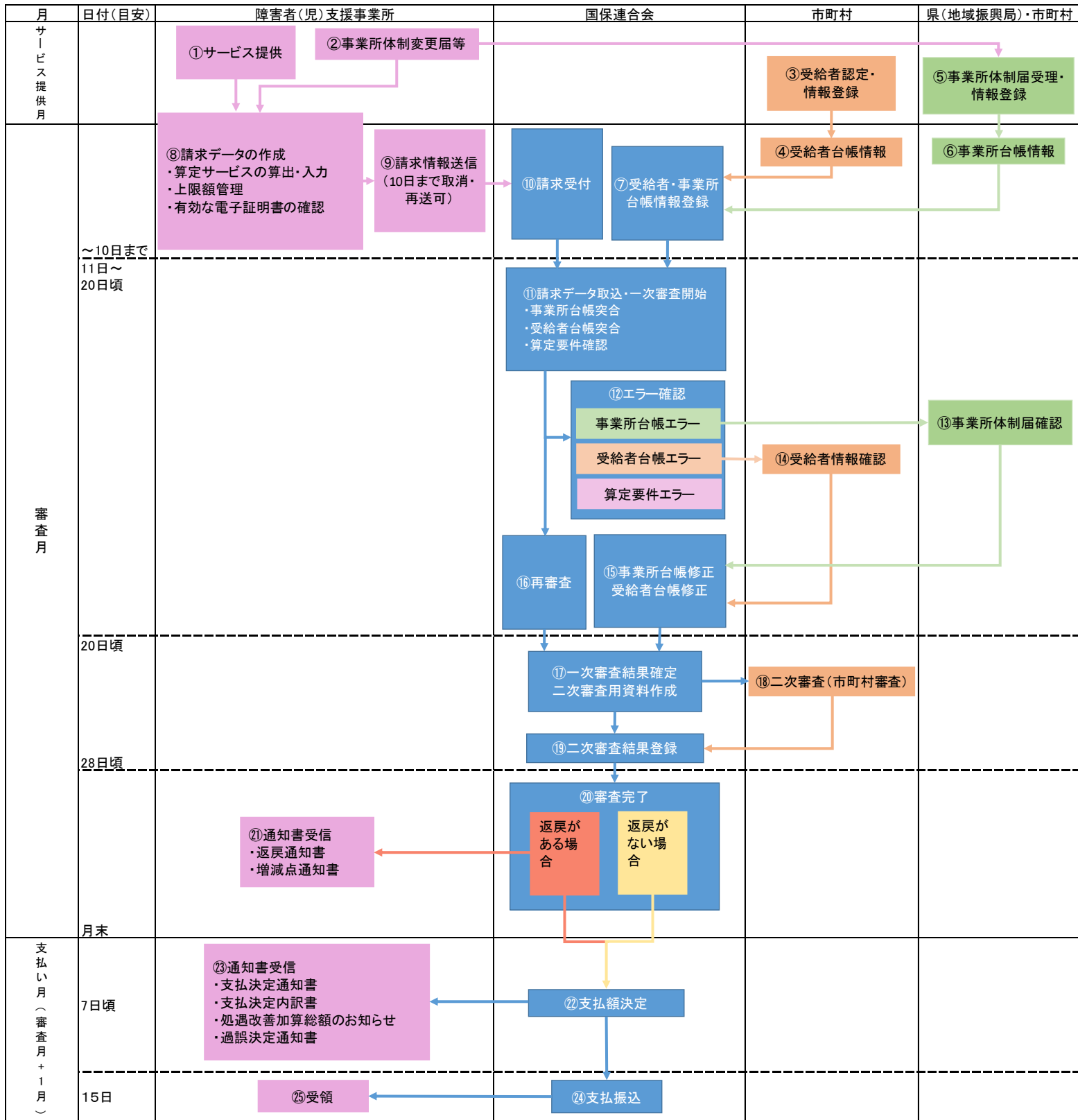


請求受付から支払までの流れ



1. サービス提供・事業所体制届等提出 (①～⑦)

事業所の体制、市町村が認定した受給者資格に基づきサービスを行います。また、事業所の体制に変更があった場合は地域振興局か市町村に届出をする必要があります。それによって算定する加算などに変更がある場合、いつのサービス提供分から適用されるのか確認してください。現時点で本会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムから確認できますので、そちらも御活用ください。

2. 請求情報の作成・送信 (⑧～⑩)

毎月1日～10日の期間で障害福祉サービス費の請求を行います。電子請求ですので、事務所が開いていない土日祝日や深夜帯含め24時間送信可能です。10日までであれば、事業所は本会を通さずシステム上で請求の取り下げ・再送が自由にできます。

また、請求には有効な電子証明書が端末にインストールされている必要があります。この証明書の発行・更新依頼を10日付近に行くと、発行が請求締切日に間に合わない可能性がありますので余裕をもって準備をお願いいたします。

原則、ひと月の中で事業所がデータ送信可能なのは1日～10日の期間のみです。請求を忘れていたため10日を過ぎてから無断でデータ送信したり、早めに請求情報が作成出来たから月末に送信したりといったことがないようにしてください。

3. 一次審査 (⑪～⑬)

10日を過ぎ請求が締め切られると、一次審査が開始されます。事業所は請求の送信や取消が出来なくなります。一次審査では県から連携された事業所台帳や市町村から連携された受給者台帳との突合、サービス算定要件の確認等を行います。本会や県・市町村から事業所へ請求内容について確認の連絡が来る場合があります。

4. 二次審査 (⑭～⑯)

本会での一次審査が終了すると、市町村による二次審査が開始されます。審査中は市町村から事業所へ請求内容について確認の連絡が来る場合があります。また、二次審査で市町村の判断で返戻になった明細書は返戻通知書に記載されるエラーコードの頭に「S」が付きまます。

5. 審査完了・返戻通知書送付 (20～21)

審査の結果返戻となった明細書について、月末に事業所へ返戻通知書が送付されます。返戻がない場合、通知書は届きません。通知書の見方については本会 HP「各通知書の見方」を御参照ください。

6. 支払決定通知書 (22～23)

審査の結果、正当と判断された請求について、請求した翌月の 7 日頃に事業所へ支払決定通知書等が送付されます。通知書の見方については本会 HP「各通知書の見方」を御参照ください。

7. 支払 (24～25)

請求をした翌月の 15 日に 6 で通知された額が振り込まれます。15 日が土日祝日の場合はその前営業日に振り込まれます。なお、振込先口座の変更等がある場合は振込月の前月までに本会 HP に掲載している「事業所情報登録内容変更書類送付依頼書」を本会へ御提出ください。

8. その他請求に関して

本会 HP の以下の項目を御参照ください。

- ・新規事業所を立ち上げ、事業所番号変更時の請求に関して
「事業所開設後の請求の流れ」、「請求事務ハンドブック」
- ・返戻の理由が不明な場合
「返戻事例」
- ・請求後に誤りが判明した場合
「過誤について」
- ・その他
「よく寄せられるお問い合わせ」